つくばみらい市再生可能エネルギー導入目標計画策定業務

公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

　この実施要領（以下「本要領」という。）は、「ゼロカーボンシティ」の実現に向けた基礎調査として、本市の温室効果ガス排出量の将来推計、再生可能エネルギーの導入ポテンシャル等を調査・分析し、本市の2050年脱炭素社会の将来像及びそこに向けた脱炭素シナリオ、再生可能エネルギーの導入目標等を検討し、再生可能エネルギーの最大限導入のための計画を策定することを目的とする。

　実施にあたっては、本市の実情を理解し、業務の目的及び内容に最も合致した事業者に委託するため、つくばみらい市再生可能エネルギー導入目標計画策定業務（以下「本業務」という。）の候補事業者を募集する手続きを定めたものである。

1. 業務名

　つくばみらい市再生可能エネルギー導入目標計画策定業務

1. 業務内容

　別紙「つくばみらい市再生可能エネルギー導入目標計画策定業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」に記載の内容とする。

1. 選定方法

　公募型プロポーザル方式

1. 上限提案価格

　金7,942,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※上限を超えた提案は失格とする。

1. 業務委託期間

　契約締結日の翌日から令和6年1月10日（水）まで

1. 参加要件

　（１）参加主体

本プロポーザルは、単独事業者による参加又は共同企業体による参加を認めることとする。

　（２）参加資格要件

本プロポーザルへの参加が認められるのは、単独事業者による参加申込みの場合は、次の①から⑨の要件全てを満たす者とする。また、共同企業体による参加申込みの場合は、⑩の要件を満たす者とする。

1. 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４（地方自治法施行令第１６７条の１１第１項において準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。
2. つくばみらい市指名停止及び指名見合せ取扱要領による指名停止等を受けていないこと。
3. つくばみらい市暴力団排除条例（平成２４年つくばみらい市条例第６号）第２条第１号に規定する者でないこと。
4. 国税等を滞納していないこと。
5. 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立て又は、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てを行っている者でないこと。
6. 茨城県内に本社もしくは支店を登記している企業であること。
7. 過去５年間（平成３０年度から令和４年度までに完了した業務)において、本案件と同種及び同程度と認められる業務の履行実績が３件以上あること。
8. ZEBプランナーの資格を保有し、ZEBプランニングの実績を保有する企業であること。（グループ会社での保有も可）
9. RE100に加盟している企業であること。（グループ会社での加盟も可）
10. 共同企業体で参加申込みをする場合は、以下の要件を全て満たしていること。

ア　共同企業体は３者以内で構成されていること。

イ　共同企業体の代表構成員が申込み者であること。

ウ　共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として重複していないこと。

エ　共同企業体の代表構成員については、上記①～⑥の要件を満たし、その他構成員については、上記①～⑤の要件を満たしていること。また、⑦～⑨については代表構成員を含む全ての構成員のうち少なくとも１者以上が満たしていること。

８　スケジュール（予定）

　公募に係る日程は次のとおりとする。

内容日程

公募開始、質問の受付開始　　　令和５年８月　１日（火）

質問の受付期限　　　　　　　　令和５年８月　７日（月）午後５時まで

質問の回答期限　　　　　　　　令和５年８月　９日（水）

参加申込書の受付期限　　　　　令和５年８月２３日（水）午後５時まで

企画提案書類の提出期限　　　　令和５年８月２８日（月）午後５時まで

プレゼンテーション審査　　　　令和５年９月　５日（火）

審査結果の通知、公表　　　　　令和５年９月上旬

事業候補者との協議、契約締結　令和５年９月上旬

本業務は、環境省の補助金である「令和４年度（第２次補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）」が採択された場合は、交付決定後に契約締結するものとする。

９　質問

　　公募に係る質問については以下の要領に従い質問を提出すること。

　（１）提出書類

　　　　質問書（様式１）

　（２）質問受付期限

令和５年８月７日（月）午後５時まで

　（３）提出方法

①　会社名、担当者の所属、担当者名、電話番号、メールアドレス、質問を明記し、事務局宛のメールアドレスに電子メールで送信すること。電話及び口頭による質問は受け付けない。

　②　送信先：[seikatu01@city.tsukubamirai.lg.jp](mailto:seikatu01@city.tsukubamirai.lg.jp)

　③　メールのタイトルは「【会社名】再エネ導入目標計画プロポーザル質問」とすること。

　（４）質問の回答

提出された質問についての回答は、令和５年８月９日（水）までに全ての質問に対する回答をホームページに掲載する。その回答をもって、本要領等の追加又は修正とみなす。ただし、公表することが適切でないと判断される質問等については回答しない場合もある。

10　参加申込

　　本公募に参加しようとするものは以下の要領に従い参加表明書を提出すること。

　（１）提出書類

　　　　プロポーザル参加申込書（様式２）

　　　　業務実績調書（様式３）

　（２）提出期限

　　　　令和５年８月２３日（水）午後５時まで

　（３）提出方法

　　　PDF（\*.pdf）又はワードファイル（\*.docx）を添付し、事務局宛のメールアドレス　（[seikatu01@city.tsukubamirai.lg.jp](mailto:seikatu01@city.tsukubamirai.lg.jp)）に電子メールで送信すること。なお、送信後、事務局に到着確認の電話をしてもよい。

　（４）参加辞退

　　　参加表明後、何らかの理由により公募への参加を辞退する場合は、企画提案書類の提出期限までに会社名、担当者の所属、担当者名、電話番号、メールアドレス、参加表明を取り消す旨とその事由を示した参加辞退届出書（任意様式）を提出すること。

　（５）参加表明後の参加資格要件の変更

参加表明書の提出から契約の締結日までの間に参加資格要件を欠くような事態が生じた場合は、原則として失格とし、交渉権の取消等を行うことがある。ただし、共同企業体の代表構成員以外が参加資格要件を欠いた場合については、市がやむを得ないと認めた場合に限り参加資格要件を満たす企業に変更することができる。

11　企画提案

　参加表明書を提出した事業者は、次の要領に従い企画提案書等を作成し、提出すること。

　（１）提出書類

　　　①　企画提案書提出届（様式４）

　　　②　企画提案書（任意様式）

　　　③　見積書（任意様式）

　業務実施に係る見積額（消費税及び地方消費税を含まない。）を内訳が分かるよ

うに項目ごとに記述すること。

　　　④　その他添付資料

　会社パンフレット、決算報告書、定款等提出者の概要が分かるもの。共同企業体

の場合は代表構成員を含む全ての構成員のものを添付すること。

　（２）企画提案書の内容

　　　①　業務実施体制及びスタッフの業務経歴

　業務を受託した場合の業務実施体制（組織、スタッフ、社内及び社外のバックア

ップ体制、各事業者の役割等）及び業務に従事するスタッフの業務経歴を記述す

ること。

　　　②　業務計画

業務の目的を達成するための業務全体に係る総合的な業務実施計画、業務実施

の具体的なスケジュールを記述すること。

③　業務に関する企画等

各業務において、想定する全体フロー図などについて具体的に企画提案するこ

と。なお、提案の中では、企画提案者独自のネットワーク（有識者等）、経験等がどのように生かされるかを分かりやすく具体的に記述すること。

④　その他事業者の取組

事業者の再エネ、脱炭素、地方創生等に係る自主的な取組があれば記載すること。具体的には、事業者自身の脱炭素化を進める取組、事業者における地域の資源を活かした再エネの設置事例、地域と協働した脱炭素・地方創生・SDGs等に係る取組等。

　（３）提出期限

　　　　令和５年８月２８日（月）午後５時まで

　（４）提出方法

　　（１）に掲げる書類をＡ４サイズのファイルに編綴し、「事業者名（共同企業体の場合は代表構成員）」及び「つくばみらい市再生可能エネルギー導入目標計画策定業務　応募書類在中」と朱書きした封筒に入れ、事務局まで持参又は郵送すること。郵送により提出する場合は、提出期限必着とし、必ず郵便追跡サービスが使用できる方法を用いること。

　（５）提出部数

　　　　正本１部、副本１４部、計１５部（印刷は書類ごとに片面印刷とする。）

　　　　ただし、正本一部は商号又は名称及び代表者氏名を記入し社印を押印した原本とし、副本１４部には、提案者が特定できないよう、提案者の社名等を黒く塗りつぶす等の措置を講ずること。

（６）企画提案書作成上の注意

　　　①　用紙サイズは、Ａ４とし、合計２０枚以内とする。

　　　②　必要に応じて、図表・絵等を用いて分かりやすく記載の上、左上をホチキス等で１ヶ所留めること。

　　　③　企画提案は１事業者１案とすること。

　　　④　提出期限後の問い合わせや書類の追加・修正は、原則として応じない。

　（７）その他

　　　　提出後、事務局が必要と認める場合は補足資料等の提出を求めることがある。

12　審査・選定の方法

　（１）つくばみらい市再生可能エネルギー導入目標計画審査委員会の委員（以下「委員」という。）が、企画提案書類の書類審査及びプレゼンテーション（１者あたり５０分程度（準備５分、説明時間３０分、質疑１０分、片付け５分程度を予定））に対し、別に定める審査基準に基づき審査する。審査基準における評価項目及び評価基準は別表のとおり。

（２）審査手順は、第１次審査及び第２次審査の２段階で実施される。第１次審査の結果は、全企画提案者に文書で通知する。各委員の採点結果の合計点が最も高い者を優先交渉権者として選定する。

①　第１次審査は、提出された企画提案書について、審査委員会において別に定める審査基準に従って書類審査を行い、得点の合計が最も高い提案から上位３者を選考する。ただし、企画提案者が３者に満たないとき又は評価の低い者が複数あるときは、３者に満たない企画提案者を選考することがある。企画提案者が１者のみの場合は、その者を第２次審査の事業者とする。

②　第２次審査については、第１次審査で選考された事業者を対象に企画提案書に基づきプレゼンテーション審査を実施し、質疑応答を行う。

③　実施時間については、第１次審査で選考された企画提案者に別途通知する。

④　第２次審査の出席者は６人以内とする。ただし、本業務の責任者は必ず同席すること。

⑤　プレゼンテーションに必要なパソコン、レーザーポインター等の機器は企画提案者にて準備すること。ただし、プロジェクター、マイク、スピーカー、電源は市が用意する。

（３）合計点が最も高い企画提案者が複数いた場合は、次の優先順位で優先交渉権者を選定する。

第一順位：最も多くの委員から１位に評価された者を選定する。

第二順位：第一順位で同数の企画提案者がいた場合、委員の多数決により選定する。

（４）審査の結果、失格要件に該当すると判断された企画提案者については、順位付けから除外する。

（５）企画提案者には、「選定結果書」を送付する。なお、審査結果に対する異議の申立て及び合計点、順位以外の評価内容の開示請求には応じない。

（６）審査結果は、優先交渉権者は社名を付して、それ以外の各提案者は匿名で、各提案者

の合計点、順位のみ市ホームページで公表する。

（７）審査委員会当日の流れ等については、参加申込者に対して個別に通知する。

（８）契約

審査結果の通知後、優先交渉権者は速やかに市と業務内容についての協議を行い、企画提案時に提出した見積額を上限として契約を結ぶ。業務内容については、原則として企画提案時のものを採用することとするが、市の要望に応じて業務内容を変更して契約をすることができる。この時、業務が著しく増える見込みの場合は、事業者は上限提案価格の範囲内で再度見積を提出し、契約金額の交渉をすることができる。

なお、優先交渉権者と協議が整わない場合は、優先交渉権者との協議を中止し、次に得点の高い事業者を優先交渉権者として順に契約に係る協議を行うものとする。

（９）提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

　　　①　応募する資格のない者が提案したとき。

　　　②　所定の提出日時を超過したとき。

　　　③　事実に反する申込みや提案などの不正行為があったとき。

　　　④　提案者が当該公募に対して２件以上の提案をしたとき。共同企業体の代表構成員又はその他構成員が別の共同企業体等の代表構成員又はその他構成員として提案した場合を含む。

　　　⑤　その他、あらかじめ指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

13　その他

（１）提案書の作成、提出及びプレゼンテーション等に関する経費は、参加事業者の負担とする。

（２）本市に提出された提案書等は、当該審査以外の目的で参加事業者に無断で使用しない。

（３）本市に提出された提案書等は、返却しない。

14　事務局

担当課　　つくばみらい市市民経済部生活環境課（谷和原庁舎）

住　所　　〒　茨城県つくばみらい市加藤２３７番地

担　　　当　　羽生

電　話　　０２９７－５８－２１１１

ＦＡＸ　　０２９７－５２－６０２４

電子メール　　seikatu01@city.tsukubamirai.lg.jp